

\*特定非営利活動法人伊達市手をつなぐ育成会  
成年後見及び権利擁護推進事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人伊達市手をつなぐ育成会（以下、「当育成会」という。）が、会員及び会員等の障がいのある子等（以下、「障害者等」という。）に対して、民法で定める成年後見制度の利用及び相談支援並びに権利擁護推進に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この要綱による事業は、「成年後見及び権利擁護推進事業」と称する。

(業務の内容)

第3条 当育成会は、第1条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 障がい者等が、家庭裁判所に成年後見、保佐、補助等（以下、「後見人等」という。）の申立てに関する相談支援業務。
- (2) 障がい者等に対する後見人等の受任及び後見等業務。
- (3) 障がい者等の権利擁護事業推進のための成年後見制度等の普及、啓蒙、研修等の企画、実施業務
- (4) その他、当育成会々長が必要と認めた業務

(後見業務執行者)

第4条 当育成会は、前条第2号の後見業務執行者となるが、必要に応じてその一部又は全部の業務を第5条の規定に基づき育成会々長が外部機関等に委託することができる。

(業務委託契約)

第5条 育成会々長は、後見等業務を弁護士、司法書士、社会福祉士等の成年後見制度に見識を有する専門家に業務委託をすることができる。業務委託に関する契約内容は別に定める。

(後見人等候補者の受託及び審査会の設置)

第6条 障がい者等の申立人から、当育成会が後見人等候補者として依頼があった場合は、当育成会々長、事務局長及び業務執行者等の合議による個別審議する審査会を設置し、受託の可否を決定して申立人に通知しなければならない。審査会の規定は別に定める。

(申立て費用)

第7条 家庭裁判所への申立て費用は、申立人が負担とするが、その負担が困難であると認められる場合は、当育成会が補助できるものとする。

(成年後見人等の受任)

第8条 障がい者等が、家庭裁判所に当育成会を成年後見人等候補者として申

立てを行い、家庭裁判所から当育成会が成年後見人等に選任する旨の通知を受けた時は、これを受任するとともに申立人に通知するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当育成会は、成年後見人等を受任した場合は、役職者及び業務執行者は、知り得た被後見人等の秘密の保持をするとともに個人情報の保護に努めなければならない。

(後見等業務に要する費用)

第10条 後見等業務に要する交通費等の費用は、被後見人等の負担とするが、当育成会が立て替えた場合には後日被後見人に請求するものとする。

2 当育成会が、第5条の規定に基づき、専門家に業務を委託した場合の交通費等の費用は当育成会が一旦負担し、後に被後見人に請求する。

(後見人の報酬)

第11条 当育成会は、後見業務に係る報酬を家庭裁判所に付与の申し立をするものとする。ただし、被後見人の事情により報酬を付与されることが困難な場合は、当育成会々長が判断した場合はこの限りではない。

(後見人等の辞任)

第12条 当育成会々長は、被後見人等の状況が著しく変化し、当育成会として後見等業務を継続することが困難であると判断した場合には、家庭裁判所に辞任を申し出ることができるものとする。

2 当育成会は、前項に基づく辞任により、新たな後見人等を選任する必要が生じたときは、遅滞なく後任の後見人等の選任を家庭裁判所に請求するものとする。

3 前項において当育成会が辞任の申出を行う場合には審査会に諮るものとする。

(後見業務の終了)

第13条 当育成会々長は、被後見人等が次のいずれかの事項に該当する場合は家庭裁判所に後見人等の終了の申出を行うこととする。

(1) 被後見人等が死亡したとき。

(2) 後見等開始の審判が取り消されたとき。

(3) 当育成会が適切な後見業務の遂行に支障があると判断し、辞任の許可の申立てを行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされたとき。

(4) 当育成会が本事業を廃止したとき又は法人組織を解散したとき。

(財産の引渡し)

第14条 当育成会は、後見等業務終了に伴う被後見人等の保管財産の引渡しについては、民法の規定に従うほか、家庭裁判所の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 15 条 当育成会は、後見等業務を実施するにあたり、当育成会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合は、その損害に応じ賠償するものとする。

(損害保険の加入等)

第 16 条 当育成会は、第 15 条の損害賠償に対応するために、全国権利擁護支援ネットワークに入会し、同ネットワークの推薦を受けて損害保険に加入するものとする。

(苦情の申立て)

第 17 条 被後見人等は、当育成会が行う後見業務に関し苦情を申し出ることができる。

2 前項の申立てがあつた場合は、設置している審議会において検討し迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は当育成会々長が定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。

(要綱の見直し)

2 この要綱は、その運用状況、実施効果等を勘案し要綱施行日以降必要に応じて見直しを行うものとする。